

## 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付 繼続申請のお知らせ

現在お持ちの指定疾患医療受給者証（以下「受給者証」といいます）は、令和8年4月1日以降は使用できません。引き続き医療給付を希望する方は、以下を参照の上、所定の期間内に継続申請の手続をしてください。

### 申請受付期間（推奨期間）

申請は、原則管轄の保健所へ郵送、または電子申請にてお願いします。

郵送の場合		土・日・祝日を除く。 2月10日(火)必着。
電子申請の場合	<u>令和7年12月17日（水）～ 令和8年2月10日（火）まで</u>	・受給者証等の内容に変更がある場合は、電子申請での受付ができないため、必ず管轄の保健所へ郵送で申請してください。 ・郵送で申請する場合より、受給者証の交付が遅くなる場合があります。

継続申請としての手続は、令和8年3月31日（火）まで（※郵送の場合は期日必着）受け付けております。ただし、上記の推奨期間より後に御申請いただいた場合、受給者証の交付が令和8年3月31日を過ぎてしまうため、上記の推奨期間内に申請をお願いします。

### 提出先

郵送にて提出する場合は、現住所を管轄する保健所に提出してください（管轄市町村ごとの保健所一覧は、最後のページにあります）。

電子申請にて提出する場合は、3ページを御覧ください。

### 継続申請手続に必要な書類

2ページを御覧ください。

### 受給者証の交付について

審査の結果、申請が承認された場合は、令和8年4月1日から有効の新たな受給者証を、保健所から普通郵便で発送します。令和8年3月31日までは現在お持ちの受給者証をお使いください。

#### ○推奨期間内に申請し、承認された場合

令和8年2月下旬頃から順次交付します（ただし、不足書類等があった場合は、受給者証の交付が遅れることがあります）。

#### ○推奨期間より後に申請し、承認された場合

原則として、新たな受給者証の交付は、現在お持ちの受給者証の有効期間満了後となります。なお、交付されるまでにかかった医療費については、療養費として払い戻しが可能です。手続きには領収書の原本（再発行の場合はお支払できません）が必要となりますので、保管をお願いします。

### 継続申請時期を過ぎた場合

有効期間の満了後1年以内に手続を行い、承認された場合の医療給付の有効期間は、申請日の属する月の初日からとなります。所定の継続申請時期を過ぎた場合、医療給付が行われない期間が生じることとなりますので、申請時期には十分御注意ください。

#### (例)令和8年5月10日に申請し、承認された場合

⇒令和8年5月1日から有効の受給者証を交付（※令和8年4月1日～4月30日までは助成対象外となります）。

## 継続申請手続に必要な書類

No.	名 称	注 意 事 項 等
1	<b>指定疾患医療給付継続申請書</b>	控えが必要な方は、御自身でコピーをお取りください。
	医師が作成した <b>臨床調査個人票</b>	<b>3か月以内</b> に記載されたものを御提出ください。 ただし、 <b>血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者の方</b> については、以下の①②いずれかの書類を提出することにより代替可能です。 ①裁判による和解調書であって、血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者であることが確認できる書類（裁判所により交付されたものに限ります）のコピー ②「公益財団法人 友愛福祉財団」が実施する <b>次の事業</b> の対象であることが示された通知書のコピー ・「血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業」 (例) 発症者健康管理手当支給決定通知書、発症者健康管理手当振込通知書 ・「エイズ発症予防に資するための血液製剤による HIV 感染者の調査研究事業」 (例) 認定通知書兼支給決定通知書、健康管理費用振込通知書 ※ 上記の通知書は、同財団から委託を受けた「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」から交付されます。
2	患者の加入している健康保険の資格情報が確認できる資料	次のいずれか 1 つを提出してください。 ・ 資格確認書のコピー ・ 資格情報のお知らせのコピー ・ マイナポータルからダウンロードした医療保険の「資格情報画面」を印刷したもの
3	(該当する方のみ) <b>特定疾病療養受療証</b> ※の資格が確認できる書類	<b>血友病 A・B 及び血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者の方のみ</b> 提出してください。 次のいずれか 1 つを提出してください。 ・ 特定疾病療養受療証のコピー ・ 資格確認書（特定疾病的区分併記があるもの）のコピー ・ マイナポータルの資格情報画面にある特定疾病療養受療証情報を印刷したもの
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>現在お持ちの受給者証に記載されている住所・氏名に変更がある場合、または受給者証有効期間中に加入している健康保険に変更があり、記載事項変更届を提出していない場合</b>には、同封している<b>記載事項変更届</b>を記入の上、記載事項変更届の下部に記載している添付書類を添付して、指定疾患医療給付継続申請書と併せて提出してください（健康保険の変更の場合、当該添付書類のうち「②同意書」の提出は不要です）。</li> <li>・ 記載事項変更届出に必要な書類が、上記「継続申請手続に必要な書類」と重複する場合には、省略することができます。</li> </ul>

※血友病 A・B 及び血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症患者の方で、特定疾病療養受療証の資格をお持ちでない場合は、手続を完了することができません。なお、特定疾病療養受療証は、加入している医療保険の保険者が発行しておりますので、申請方法等に関するお問い合わせについては、お手数ですが各医療保険者にお尋ねください。

## 郵送での申請について

郵送で申請される場合は、以下の点に注意してください。

なお、不足書類等があった場合、受給者証の交付が遅れることがあります。また、保健所等から連絡することがありますので、申請書には、必ず日中連絡が取れる電話番号の記入をお願いします。

申請受付期間	1 ページ「申請受付期間（推奨期間）」のとおり。なお、 <u>期日までに必着のこと</u> 。
必要書類	2 ページ「継続申請手続に必要な書類」のすべてを同封してください。
郵送先	<p>・郵便物の配達状況が確認でき、配達先（保健所）において受取時にサイン（受領印）が必要な発送方法（簡易書留またはレターパックプラス）で<u>現住所を管轄する保健所宛て</u>に郵送してください。なお、<u>郵送上のトラブルについては、一切責任を負えませんのであらかじめ御了承ください</u>。</p> <p>・各保健所の住所、担当名などは、最後のページに記載しておりますので、確認してください。</p> <p><b>&lt;宛先の記入例&gt;</b></p> <p>〒□□□一□□□□ ○○市○○町○一○一○ △△保健所 ×××××××担当 行 「血液継続申請書類 在中」</p>

## 電子申請での申請について

電子申請される場合は、以下の点に注意してください。

- 現在お持ちの受給者証に記載されている事項等（住所・氏名・疾患名等）に変更がある方、または、受給者証の有効期間内に保険（記号・番号含む）が変更となり記載事項変更届を未提出の方は、電子申請での受付はできません。変更がある場合は、同封している記載事項変更届に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、指定疾患医療給付継続申請書と併せて管轄の保健所へ提出してください。
- 不足書類等があった場合、受給者証の交付が遅れることがあります。保健所等から連絡することがありますので、電子申請用フォームには、必ず日中連絡が取れる電話番号の入力をお願いします。
- 郵送で申請する場合より、受給者証の交付が遅くなる場合があります。
- 継続申請の結果、臨床調査個人票の補正を求められた場合の再提出先はお住まいの市町村を管轄する保健所になります。電子申請では補正後の再提出は受け付けられませんので御注意ください。

申請受付期間	1 ページ「申請受付期間（推奨期間）」のとおり。
添付書類	2 ページ「継続申請手続に必要な書類」の画像データを電子申請用フォームに添付してください。
申請フォーム	<p>下記の QR コードを読み取り、電子申請用フォームにて提出してください。</p> <p>※埼玉県電子申請・届出サービスの「オンライン申請手続き」より「先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付継続申請」等での検索も可能です。</p>  <div data-bbox="1023 1965 1507 2100"><p>電子申請・届出サービス からの提出はこちら</p></div>

## 手続に関するお問合せ窓口について

### ○ 県保健所（担当名：保健予防推進担当） 開庁時間（平日午前8時30分～午後5時15分）

保健所名	電話番号	郵便番号	所在地	所管する市町村
南部保健所	048-262-6111	333-0842	川口市前川1-11-1	蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	351-0016	朝霞市青葉台1-10-5	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	344-0038	春日部市大沼1-76	春日部市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	340-0035	草加市西町425-2	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	365-0039	鴻巣市東4-5-10	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	355-0037	東松山市若松町2-6-45	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	350-0212	坂戸市石井2327-1	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2941-6557	350-1324	狭山市稻荷山2-16-1	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所	0480-61-1216	347-0031	加須市南町5-15	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	340-0115	幸手市中1-16-4	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-578-4548	360-0031	熊谷市末広3-9-1	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	367-0047	本庄市前原1-8-12	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	368-0025	秩父市桜木町8-18	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

### ○ 市設置の保健所

さいたま市保健所 健康支援課 難病対策係 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 電話番号：048-840-2219	
各区の保健センターでも受け付けています。※ 郵送での申請は、さいたま市保健所宛てに送付してください。	
保健センター名	電話番号
西区保健センター	048-620-2700
北区保健センター	048-669-6100
大宮区保健センター	048-646-3100
見沼区保健センター	048-681-6100
中央区保健センター	048-840-6111
保健センター名	電話番号
桜区保健センター	048-856-6200
浦和区保健センター	048-824-3971
南区保健センター	048-844-7200
緑区保健センター	048-712-1200
岩槻区保健センター	048-790-0222
川越市保健所（総合保健センター） 健康管理課 管理給付担当 〒350-1104 川越市小ヶ谷817-1 電話番号：049-229-4124	
川口市保健所 疾病対策課 難病相談係 〒333-0842 川口市前川1-11-1 電話番号：048-423-6708	
越谷市保健所 感染症保健対策課 〒343-0023 越谷市東越谷10-31 電話番号：048-973-7531	